

公 平 - 4 0
平成 2 9 年 2 月 6 日

請求者
三 井 環 殿

人 事 院 公 平 委 員 長



認否書等の送付について

平成 1 4 年 第 4 4 号
大阪高等検察庁〔懲戒免職処分〕事案
請求者 三 井 環
処分者 法 務 大 臣

上記事案について、処分者から「認否書」及び「上申書」の提出がありましたので、その副本 1 通を送付します。

以 上

平成29年2月1日

人事院公平委員長 殿

上申書

平成14年第44号

大阪高等検察庁〔懲戒免職処分〕事案

請求者 三井環

処分者 法務大臣

処分者代理人 早渕宏毅

中井優介

細矢博之

岩田信光

1 甲第54号証（平成28年12月26日付け上申書）について

甲第54号証に記載の請求者の主張内容は、甲第50号証（同年8月4日付け上申書）の記載内容とおおむね重複しており、同年9月27日付け「甲第50号証に対する認否及び反論」記載のとおり反論する。

加えて、甲第54号証においては、8頁4項以下に追記された主張が2点あるところ、まず、請求者が、いずれも本件各非違行為後に、亀谷直人（以下「亀谷」という。）による滞納分を含め、北野ダイヤハイツ501号室（以下「本件マンション」という。）の管理費を支払ったほか、請求者の家族が本件マンショ



ンに転居したなどとする点（8頁4項①）については、本件各非違行為により請求者が逮捕され、本件マンションに居住する意思があった旨の虚偽弁解を行うようになった後に、請求者又はその家族が、当該虚偽弁解に沿う行動をとったというに過ぎないものであって、本件懲戒処分の認定を何ら揺るがすものではない。

次に、請求者が、本件マンションの火災保険契約を締結し、保険料を支払ったとの主張について、請求者は、刑事確定審の被告人質問においても同様の供述をしているが、これは、本件マンションに居住する意思があるように装っていた請求者が、それに外形上沿うような行動をとったに過ぎず、刑事確定審においてもこのような弁解を排して請求者に本件マンションへの居住意思がなかったものと認定されているところである。

2 甲第55号証について

甲第55号証に記載の請求者の主張は、刑事確定審の被告人質問において請求者が供述していた内容とおおむね同内容であるが、刑事事件において当該弁解を排斥して本件処分事実と同内容の起訴事実につき有罪認定がなされたことから明らかとなっており、いずれも理由がないものであるから、過去に処分庁において認められた事実以外は全て争う。

なお、請求者は、甲第38号証について、「受刑中の亀谷から請求者の自宅に送付された手紙の一部を請求者の妻がワープロ打ちしたもの」とするが、当該「手紙」の原本そのものが明らかにされることなくしては、原本の存在の有無及び作成者すら不明で、まして甲第38号証の記載の正確性、信用性を確認のしようがないのであるから、およそ証拠価値に乏しい。

また、請求者は、懲戒免職処分時点で再逮捕事実を情状事実として考慮することは物理的に不可能であったから、処分庁側が虚偽の主張をしている旨主張するが（15頁⑩）、行政処分に際しての処分事実の認定と刑事事件における立証とが異なるのは当然であるところ、本件懲戒処分は、処分庁において、処分事実以外のそれまでに判明していた事実も情状事実として考慮して決定したものであって、請求者の主張には何ら理由がない。

平成29年2月1日

人事院公平委員長 殿

認否書

平成14年第44号

大阪高等検察庁〔懲戒免職処分〕事案

請求者 三井 環

処分者 法務大臣

処分者代理人 早 渕 宏 毅

中 井 優

細 矢 博

岩 田 信 光

甲第51号証から甲第59号証まで、いずれも不知。

なお、請求者は、甲第59号証により、証人原田明夫の証人尋問を申し立てているが、当該証人により証明しようとする事実として同書面に記載された各事項は、いずれも、これまで請求者が累次に主張してきた、本件懲戒処分の相当性とは無関係で主張自体失当な主張に関するものであることが明らかであるから、前記証人尋問はおよそ必要がなく、人事院規則13-1（不利益処分についての審査請求）第51条の規定に基づき、速やかに却下されるべきである。

